

資料編

1. 計画施策・事業一覧表（産業・業種別適用）
2. 計画策定委員会での検討経過
3. パブリックコメントの実施結果
4. 用語集
5. 台東区中小企業基本条例

1. 計画施策・事業一覧表（産業・業種別適用）

※計画施策・事業を、産業別に対象となるものを分類した表である。

産業振興策の方向性	主な支援策	No.	事業名	産業別等の区分				
				製造業	伝統工芸産業／地場産業	サ／商／対個人／ビス業／飲食	卸売業	商店街
1 魅力ある地場産業の推進	(1) 台東区産業の魅力「台東区ブランド」の育成・発信	1	自社ブランド販売支援	●	●		●	
		2	【充実】 ホームページによる産業情報発信の充実	●	●	●	●	●
		3	【充実】 台東区産業フェア（平成28年度新規）	●	●	▲	●	
		4	外国人観光客おもてなし支援（平成28年度新規）	●	●	●	●	
		5	商店街外国人観光客おもてなし支援					●
		6	産業情報ニュースの発行	●	●	●	●	●
		7	したまちTAITO産業賞	●	●	●	●	
		8	【充実】 花の心プロジェクト	▲	▲	▲	▲	●
		9	【新規】 東京オリンピック・パラリンピック招客キャンペーンの実施	▲	▲	▲	▲	●
	(2) 海外展開・海外販路開拓支援	10	【充実】 新市場開拓支援	●	●		●	
		11	見本市助成<再掲>	●	●		●	
		12	展示会出展助成	●	●		●	
		13	【新規】 海外プロモーション推進	●	●			
		14	【新規】 海外展開支援ネットワークの構築	●	●		●	
2 多様な産業基盤を活かした振興	(1) 地場産業の振興	15	ファッションザッカフェア（平成28年度充実）	●	●		●	
		16	中小企業団体地域活性化推進	▲	●		●	
		1	自社ブランド販売支援<再掲>	●	●		●	
		3	【充実】 台東区産業フェア（平成28年度新規）<再掲>	●	●	▲	●	
		11	見本市助成	●	●		●	
	(2) 伝統工芸産業の振興	17	【充実】 江戸下町伝統工芸館運営		●			
		18	【新規】 伝統工芸産業の情報発信		●			
		19	【新規】 江戸下町伝統工芸館20周年記念イベント		●			●
		20	後継者育成と技術継承		●			
	(3) ものづくりのまちの魅力向上	74	技能者顕彰・育成<再掲>	●	●			
		21	ものづくりのまちPR事業助成（平成28年度充実）	●	●	▲	●	▲
		22	【新規】 デザイナー・クリエイター等定着支援	●	●			
		23	中小製造業のアトリエ化支援	●	●			
		7	したまちTAITO産業賞<再掲>	●	●	●	●	
		32	台東デザイナーズビレッジ運営<再掲>	●	●			
	(4) 業種を超えた交流・連携の促進	33	浅草ものづくり工房<再掲>	●	●			
		24	商品プロモーション支援	●	●			
		25	芸術文化・産業連携モデル		●			●
		26	【新規】 中小企業振興センター機能の充実	▲	▲	▲	▲	
		27	ビジネス交流フェスタ	●	●	●	●	
28		TASKプロジェクト	●	●				
29		自治体間連携の推進	▲	▲	▲	▲	●	
30		大学等研究機関との連携	●	●	●	●	●	

産業振興策の方向性	主な支援策	No.	事業名	産業別等の区分				
				製造業	地産地消産業 伝統工芸	サービス業 個人飲食	卸売業	商店街
3 中小企業の競争力強化支援	(1)創業・起業の支援	31	【新規】民間創業支援施設等との連携	●	●	●	●	
		32	台東デザイナーズビレッジ運営	●	●			
		33	浅草ものづくり工房	●	●			
		34	したまちTAITO創業塾	●	●	●	●	
		35	【充実】女性創業者・メンター交流会（平成28年度新規）	●	●	●	●	
		36	ビジネス支援情報の提供	▲	▲	▲	▲	
	(2)成長・成熟期への支援	37	【充実】商工相談	●	●	●	●	●
		38	専門家派遣事業利用料補助	●	●	●	●	
		39	新製品新技術開発支援（平成28年度充実）	●	●			
		40	知的所有権取得支援	●	●	●	●	
		41	【充実】中小企業融資	●	●	●	●	
		42	【新規】企業情報システム	●	●	●	●	
		43	【充実】ビジネス支援ネットワーク（平成28年度充実）	●	●	●	●	
		44	専門コーディネーターによる相談	●	●	●	●	
	(3)事業再生・承継に向けた支援	45	経営セミナー	●	●	●	●	
		10	【充実】新市場開拓支援<再掲>	●	●		●	
		30	大学等研究機関との連携<再掲>	●	●	●	●	●
		46	若手経営者サポートセミナー	●	●	●	●	
	(4)情報通信技術の活用促進	47	【新規】事業承継支援	●	●	●	●	
		48	【新規】小規模事業者事業承継支援	●	●	●	●	
4 地域特性を活かした魅力ある商店街づくり	(1)近隣型商店街の活性化	20	後継者育成と技術継承<再掲>		●			
		49	【新規】ICTやビッグデータ等の活用啓発	●	●	●	●	
		50	外国語ホームページ新規作成費用助成	●	●	●	●	
		51	イベント・サービス向上支援					●
		52	環境にやさしい商店街づくり支援					●
		53	【充実】商店街空き店舗活用支援		▲	▲		●
		54	【新規】商店街における空き店舗の公的・多方面活用促進		▲	▲	▲	●
		55	【新規】商店街小規模事業者事業承継支援	●	●	●	●	
	(2)広域型・観光型商店街の発展	56	【新規】商店街再活性化アドバイザー派遣事業					●
		57	【新規】商店街うちの自慢逸品発信事業					●
		58	【新規】商店街個店の魅力向上事業（まちゼミ）					●
		41	中小企業融資<再掲>					●
		42	【新規】企業情報システム<再掲>	●	●	●	●	●
		59	活性化計画策定支援					●
		60	街並み環境整備					●
		61	魅力ある商店街育成支援					●
	(3)安全・安心なまちづくりの推進	62	街路灯等電灯料補助					●
		63	商店街法人化促進事業					●
		64	商店街振興組合決算分析					●
		65	商店街などでのおもてなしの向上			●		●
5	商店街外国人観光客おもてなし支援<再掲>					●		
5 若者・女性・高齢者など全ての人が活躍できる環境づくり	(1)若者、女性、高齢者などの活躍促進	66	防犯カメラ設置助成					●
		67	帰宅困難者対策の推進					●
		68	安全・安心対応型商店街活性化支援					●
		69	雇用・就業支援	▲	▲	▲	▲	
	(2)次代の中核人材を育成する取組みへの支援	70	家内副業相談	▲	▲			
		71	【新規】多様な働き方啓発促進	▲	▲	▲	▲	
		72	【新規】若者と女性のための就業支援	▲	▲	▲	▲	
		73	中小企業の人づくり支援（研修会参加、実施の支援）	●	●	●	●	
	(3)環境配慮活動及び職場環境改善への支援	74	技能者顕彰・育成	●	●			
		46	若手経営者サポートセミナー<再掲>	●	●	●	●	
		61	魅力ある商店街育成支援<再掲>					●
		75	我が社のCO2ダイエット宣言	●	●	●	●	
76	我が社の環境経営推進助成	●	●	●	●			
77	ビジネス環境講座	●	●	●	●			
78	緑化助成制度	●	●	●	●			
79	労災保険特別加入補助	●	●					
80	中小企業の職場環境等向上支援（平成28年度新規）	●	●	●	●			
81	ワーク・ライフ・バランスの推進（平成28年度新規）	●	●	●	●			
41	中小企業融資（平成28年度充実）<再掲>	●	●	●	●			
52	環境にやさしい商店街づくり支援<再掲>					●		

記号の意味) ●は施策・事業の対象となることを示す

▲は一部又は条件によっては施策・事業の対象になることを示す

2. 計画策定委員会での検討経過

(1) 計画策定委員会及び専門部会設置要綱

台東区産業振興計画策定委員会設置要綱

(目的)

第1条 台東区産業振興計画（以下「計画」という。）の策定にあたり必要な事項を検討するため、台東区産業振興計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 策定委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画の策定に関し、基本事項を決定すること。
- (2) 計画の案を策定すること。
- (3) その他計画策定に関して必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 策定委員会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者の中から区長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 区内産業界の業界団体に属する者
- (3) 区の職員
- (4) その他区長が必要と認めた者

2 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は区長が指名し、副委員長は委員長が指名する者を充てる。

(会議)

第4条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。
- 3 副委員長は、委員長に事故があるときはその職務を代理する。
- 4 委員長は、必要に応じて委員会に委員以外の者の出席を求め、又は他の方法で意見を聴くことができる。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、計画の案の策定を完了したときをもって任期満了とする。

(専門部会)

第6条 委員会に、業務を円滑に行うため専門部会を設置する。

- 2 専門部会の運営に必要な事項は、別に定める。

(会議の公開等)

第7条 委員会の会議（以下「会議」という。）並びに議事録及び会議に係る資料は、公開する。

2 委員長又は副委員長は、議事録及び会議に係る資料の公開にあたっては条件を付すことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、台東区文化産業観光部産業振興課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

1 この要綱は、平成28年4月20日から施行する。

2 この要綱の施行の日以後最初に開かれる委員会は、第4条第1項の規定にかかわらず、区長が招集する。

台東区産業振興計画策定委員会専門部会設置要領

(設 置)

第1条 台東区産業振興計画策定委員会設置要綱（27台文に第164号決裁）第6条の規定に基づき、専門部会（以下「部会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 前条に定める部会は、台東区産業振興計画策定委員会（以下「委員会」という。）から指定された事項について検討し、委員会に報告する。

(組 織)

第3条 部会の委員（以下「部会員」という。）は、次に掲げる者の中から区長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 区内産業界の業界団体に属する者
- (3) その他区長が必要と認めた者

2 部会には部会長及び副部会長を置き、部会長は委員会委員長が台東区産業振興計画策定委員会委員の中から選定し、副部会長は部会長が指名する者を充てる。

(会 議)

第4条 部会長は、部会を招集し、部会の会務を総括する。

2 部会長に事故等があるときは、副部会長がその職務を代理する。

(部会員の任期)

第5条 部会員の任期は、第2条に掲げる任務が完了したときをもって任期満了とする。

(庶 務)

第6条 部会の庶務は、台東区文化産業観光部産業振興課において処理する。

(委 任)

第7条 この要領に定めるもののほか、部会の運営に必要な事項は、部会長が別に定める。

付 則

この要領は、平成28年4月20日から施行する。

(2) 計画策定委員会及び専門部会の委員名簿

台東区産業振興計画策定委員会及び専門部会名簿

① 策定委員会

(敬称略)

委員長	懸 田 豊	青山学院大学総合文化政策学部教授
副委員長	岡 本 義 行	法政大学大学院政策創造研究科教授
委員	伊 藤 匡 美	東京国際大学商学部教授
委員	小田切 満寿雄	東京商工会議所台東支部 会長
委員	武 田 和 芳	東都製靴工業協同組合 副理事長
委員	早 津 司 朗	台東区商店街連合会 会長
委員	田 中 義 弘	台東区伝統工芸振興会 会長
委員	橋 本 宏	台東区しんきん協議会 会長
委員	名児耶 秀 美	アッシュコンセプト代表取締役
委員	近 藤 かおる	関東経済産業局地域振興課長
委員	見 目 充 幸	東京都産業労働局商工部商工施策担当課長 (H28. 6. 30 まで)
委員	岡 野 守 治	東京都産業労働局商工部商工施策担当課長 (H28. 7. 1 から)
委員	小 池 和 孝	東京都中小企業振興公社総合支援部長
委員	佐 藤 徳 久	台東区企画財政部長
委員	飯 島 守 人	台東区産業振興担当部長 (H28. 10. 31 まで) 台東区産業振興事業団事務局長
委員	石 野 壽 一	台東区文化産業観光部長 (H28. 11. 1 から) 台東区産業振興事業団事務局長

② 専門部会

(敬称略)

部会長	伊藤 匡美	東京国際大学商学部教授
副部会長	中川 雅雄	東京商工会議所台東支部 副会長
部会員	櫛原 琢也	東都製靴工業協同組合 専務理事
部会員	金澤 守利	東京靴協会 会長
部会員	山口 富士夫	東京都靴卸協同組合 副理事長
部会員	佐久間 靖晃	日本ジュエリー協会 常任理事
部会員	佐藤 一也	台東区商店街連合会 副会長
部会員	寶達 弘一	朝日信用金庫 業務部課長
部会員	吉田 昌充	台東モノづくりのまちづくり協会会長
部会員	川島 武雄	エーラウンド実行委員会 委員長
部会員	鈴木 淳	台東デザイナーズビレッジ インキュベーションマネージャー
部会員	松永 武志	東京都産業労働局商工部調整課統括課長代理
部会員	清水 郁男	東京都中小企業振興公社総合支援課長
部会員	酒井 まり	台東区企画財政部企画課長
部会員	関井 隆人	台東区文化産業観光部副参事 台東区産業振興事業団経営支援課長
部会員	菅谷 健治	台東区文化産業観光部産業振興課長

(3) 委員会及び専門部会での検討経過

開催日時	主な検討項目等
第1回策定委員会及び 専門部会合同会議 平成28年5月17日	<ul style="list-style-type: none"> ・台東区産業振興プランの進捗について ・台東区産業振興計画の策定について ・台東区産業振興計画策定のための実態調査結果について ・台東区産業振興計画の検討事項について ・策定委員会・専門部会スケジュールについて
第2回専門部会 平成28年6月24日	<ul style="list-style-type: none"> ・産業振興計画策定に向けた取組み等の検討について
女性経営者ワークショップ 平成28年6月30日	<ul style="list-style-type: none"> ・女性起業家または事業承継者として直面した女性特有の課題 ・創業・起業に際し、行政に期待する支援策 ・ワーク・ライフ・バランス実現のための支援
第3回専門部会 平成28年7月22日	<ul style="list-style-type: none"> ・台東区産業振興計画の施策の方向性について ・台東区産業振興計画の施策体系について
第2回策定委員会 平成28年8月25日	<ul style="list-style-type: none"> ・台東区産業振興計画の施策の方向性（素案）及び台東区産業振興計画施策体系（素案）について ・台東区産業振興計画事業（素案）及び重点プロジェクト（素案）について ・台東区産業振興計画構成イメージについて
第4回専門部会 平成28年10月12日	<ul style="list-style-type: none"> ・施策の体系及び事業内容一覧（案）について ・重点プロジェクト（案）について ・台東区産業振興計画中間のまとめ（案）について
第3回策定委員会 平成28年10月28日	<ul style="list-style-type: none"> ・施策の体系及び事業内容一覧（案）について ・重点プロジェクト（案）について ・台東区産業振興計画中間のまとめ（案）について
第4回策定委員会及び 第5回専門部会 平成29年1月24日	<ul style="list-style-type: none"> ・台東区産業振興計画最終案について

※平成28年6月24日に中小企業振興センター及びデザイナーズビレッジ視察を実施

3. パブリックコメントの実施結果

台東区産業振興計画（素案）について、パブリックコメントを実施し、区公式ホームページや中小企業振興センターなどで素案の閲覧、意見の受付を行い、広く区民等から意見を募った。

意見受付期間	平成28年12月20日～平成29年1月13日	
意見受付件数	6人 35件	
受付方法別件数	ファクシミリ 2人 12件	
	ホームページ 1人 20件	
	持参 3人 3件	
分類別件数	課題	5件
	施策の方向性	4件
	重点プロジェクト	2件
	各事業内容	
	（1）魅力ある地場産業のプロモーション推進	2件
	（2）多様な産業基盤を活かした振興	5件
	（3）中小企業の競争力強化支援	6件
	（4）地域特性を活かした魅力ある商店街づくり	5件
	役割分担	2件
	文化・観光・まちづくりとの連携	3件
	その他	1件

4. 用語集

< P 1 >

*1…TPP [ティーピーピー] (環太平洋連携協定)

TPP (Trans-Pacific Partnership の略称、またはTrans-Pacific Strategic Economic Partnership Agreement) は、加盟国の中で工業品、農業品を含む全品目の関税を撤廃し、政府調達 (国や自治体による公共事業や物品・サービスの購入など)、知的財産権、労働規制、金融、医療サービスなどにおけるすべての非関税障壁を撤廃し自由化する協定。環太平洋経済協定、環太平洋連携協定、環太平洋パートナーシップ協定ともいう。

*2…FTA [エフティーエー] (自由貿易協定)

FTA (Free Trade Agreement の略称) は、物品の関税、その他の制限的な通商規則、サービス貿易等の障壁など、通商上の障壁を取り除く自由貿易地域の結成を目的とした、2国間以上の国際協定である。

*3…EPA [イーピーエー] (経済連携協定)

EPA (Economic Partnership Agreement の略称) は、FTA (自由貿易協定) を柱として、関税撤廃などの通商上の障壁の除去だけでなく、締約国間での経済取引の円滑化、経済制度の調和、および、サービス・投資・電子商取引などのさまざまな経済領域での連携強化・協力の促進などをも含めた条約の名称として主に日本が用いているものである。

< P 3 >

*4…FTAAP [エフタープ] (アジア太平洋自由貿易圏)

FTAAP (Free Trade Area of the Asia-Pacific の略称) とは、アジア太平洋地域において、関税や貿易を制限する措置を取り除くことで、経済上、幅広い分野での連携の強化を目指す構想のこと。

*5…RCEP [アールセップ] (東アジア地域包括的経済連携)

RCEP (Regional Comprehensive Economic Partnership の略称) とは、東南アジア諸国連合加盟10ヶ国に、日本、中国、韓国、インド、オーストラリア、ニュージーランドの6ヶ国を含めた計16ヶ国でFTAを進める構想のこと。

*6…ICT [アイシーティー]

ICT (Information and Communication Technology の略称) とは、情報・通信に関する技術の総称で、従来から使われている「IT (Information Technology)」に代わる言葉として使われる。

*7…SNS [エスエヌエス] (ソーシャル・ネットワーキング・サービス)

SNS (Social Networking Service の略称) とは、人と人のつながりをインターネット上で構築可能にするサービスのこと。

***8… I o T [アイオーティー] (モノのインターネット)**

I o T (Internet of Thingsの略称) とは、コンピュータなどの情報・通信機器だけでなく、世の中に存在する様々な物体 (モノ) に通信機能を持たせ、インターネットに接続したり相互に通信したりすることにより、自動認識や自動制御、遠隔計測などを行うこと。

***9… A I [エーアイ] (人工知能)**

A I (artificial intelligenceの略称) とは、言語の理解や推論、問題解決などの知的行動を人間に代わってコンピュータに行わせる技術のこと。

< P 4 >

***10…事業継続計画 (BCP)**

事業継続計画 (BCP、Business continuity planningの略称) とは、災害などの緊急事態が発生したときに企業が損害を最小限に抑え、事業の継続や復旧を図るための計画こと。

< P 6 >

***11…リーマン・ショック**

リーマン・ショックとは、2008 (平成20) 年 9 月に米国の投資銀行であるリーマン・ブラザーズが破綻したことを、これが世界的な金融危機 (世界同時不況) の引き金となったことに照らして呼ぶ表現。

***12…D I [ディーアイ]**

D I (Diffusion Index の略称) とは、企業の業況感や設備、雇用人員の過不足などの各種判断を指数化したもの。

< P 8 >

***13…電子商取引 (e-コマース)**

電子商取引 (Electronic commerce の略称) とは、通信販売の一つの形態であり、インターネットや専用線のようなコンピュータネットワーク上での電子的な情報通信によって商品やサービスを分配したり売買したりすることをいう。

< P 9 >

***14…ビッグデータ**

インターネットの普及や、情報通信技術 (ICT) の発達によって収集や分析などができるようになった大容量のデジタルデータのこと。分析・活用することで、消費者のニーズに即したサービス提供や新産業の創出、近未来の予測などが可能になるといわれる。

< P12 >

*15…クリエイター（作家）

クリエイターとは、直訳すると「創造する人」という意味。広くはアーティスト全般を指し、いまでも広告業界・IT業界などでよく使われている言葉である。洋服やインテリアなどのデザインをする人、グラフィックデザインをする人、コンピュータグラフィックスを制作する人（CGクリエイター）、ゲームを制作する人（ゲームクリエイター）など。

< P21 >

*16…売上（収入）金額

商品等の販売額または役務の提供によって実現した売上高、営業収益、完成工事高などのこと。有価証券、土地・建物、機械・器具などの有形固定資産など、財産を売却して得た収入は含めない。なお、「金融業、保険業」の会社、会社以外の法人及び法人でない団体の場合は経常収益としている。

*17…付加価値額

生産活動によって新たに付加された価値のこと。製造品出荷額から原材料として中間投入された金額を除いたものが付加価値額となる。

< P22 >

*18…インバウンド

外国人が訪れてくる旅行のこと。日本へのインバウンドを訪日外国人旅行または訪日旅行という。

< P23 >

*19…ワーク・ライフ・バランス

誰もが自らのライフスタイルに応じて、仕事と家庭生活、地域生活、自己啓発などのさまざまな活動について、多様で柔軟な働き方を通して、バランスよく進めていくこと。

*20…CSR（企業の社会的責任）

CSR（corporate social responsibility の略称）とは、企業として社会的に与えられた責任を果たすために行われる活動のこと。環境、ボランティア、途上国支援など活動内容は企業によって異なる。

< P24 >

*21…中分類

日本の公的統計における産業分類を定めた総務省告示である「日本標準産業分類」に基づく分類のこと。日本標準産業分類は、大分類、中分類、小分類及び細分類から成る4段階構成であり、その構成は、大分類20、中分類99、小分類530、細分類1,460となっている。

< P 26 >

***22…ASEAN（東南アジア諸国連合）**

ASEAN（Association of South - East Asian Nations の略称）とは、インドネシアをはじめとする東南アジア地域10カ国の経済成長の促進等を目的とした組織。

< P 30 >

***23…Wi-Fi**

Wi-Fi（ワイファイ）とは、無線LANの規格のひとつ。無線通信の国際標準通信規格で、IEEE 802.11 シリーズを利用した無線通信のこと。

< P 33 >

***24…B to B**

B to B（Business-to-business の略称）とは、製造業者（メーカー）と卸売間、または卸売と小売間など、企業の間での商取引のこと。

< P 35 >

***25…サプライチェーン**

サプライチェーンとは、原材料の調達から生産・販売・物流を経て最終需要者に至る、製品・サービス提供のために行われるビジネス諸活動の一連の流れのこと。業種によって詳細は異なるが、製造業であれば設計開発、資材調達、生産、物流、販売などのビジネス機能（事業者）が実施する供給・提供活動の連鎖構造をいう。

< P 46 >

***26…メンター**

指導者、助言者の意。仕事上（または人生上）の手本となり、助言・指導をしてくれる人材のこと。

< P 52 >

***27…バイヤー**

バイヤーとは、小売店や通信販売会社の仕入れ責任者で、価格や売買戦略などを取引メーカーや卸売業者と話し合う人のことを言う。

< P 53 >

***28…デジタルサイネージコンテンツ**

ディスプレイなどの電子的な表示機器を使い、映像や広告などの情報を発信するシステムのこと。

< P 56 >

***29…コンペティション**

複数人数の製品・作品の評価を競い合わせ、優れたものを選ぶこと。競争、競技会、略して「コンペ」ともいう。

< P 62 >

***30…インキュベーション施設**

新たに設立された競争力の弱い企業や事業者、国や地方自治体などが技術、人材、資金の各方面から支援するため、そうした事業者を優先的に入居させる施設。

***31…徒蔵（カチクラ）**

徒蔵（かちくら）とは、台東区の御徒町から蔵前にかけての一带。ここ数年、バッグや生活雑貨のデザイナーが工房や仕事場を兼ねた店舗を相次いで開業していて、若者たちの人気スポットとなっている。

< P 80 >

***32…ヒートアイランド現象**

郊外に比べ、都市部ほど気温が高くなる現象のこと。

5. 台東区中小企業基本条例

○東京都台東区中小企業振興に関する基本条例

平成3年6月27日
条例第17号

(目的)

第1条 この条例は、東京都台東区の産業において重要な地位を占める中小企業の振興の基本となる事項を定め、その基盤の強化及び健全な発展を促進するとともに、中小企業者の自主的な努力を助長し、もって区内中小企業の振興と調和のとれた地域社会の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条に規定する中小企業者をいう。
- (2) 中小企業団体 中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)第3条第1項に規定する中小企業団体若しくは商店街振興組合法(昭和37年法律第141号)第2条に掲げる団体又はこれらに準ずる団体で区長が認めるものをいう。

(基本的施策)

第3条 区長は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事項を基本的施策として、その振興に努めるものとする。

- (1) 中小企業の活性化及び近代化の促進
- (2) 産業基盤の整備及び人材の育成
- (3) 中小企業の組織化の促進及び中小企業団体の育成
- (4) 中小企業に関する情報の収集及び提供
- (5) 中小企業従事者の福利厚生の実施
- (6) 中小企業に対する融資及び助成制度の実施
- (7) 前各号に掲げるもののほか、区長が中小企業振興のため必要と認める施策

(区長の責務)

第4条 区長は、前条の施策を具体的に実施するにあたっては、次の措置を講じるとともに、消費者の保護に配慮するものとする。

- (1) 財政その他の措置を講じること。
- (2) 特に小規模な企業及びその従事者に対して必要な考慮を払うこと。
- (3) 国その他の関係機関と協力して施策の推進を図るとともに、必要に応じて、国等の施策の実施及び改善を要請すること。

(中小企業者等の努力)

第5条 中小企業者及び中小企業団体は、経営基盤の強化、人材の育成及び従業員の福利厚生の実施等のために、自主的な努力を払うとともに、地域環境との調和及び消費者の安全確保に十分配慮するものとする。

(商店街において小売業等を営む者の責務)

第6条 商店街において小売業等を営む者は、商店会からの要請を受けたときは、商店会への加入等により、相互に協力するよう努めるものとする。

2 商店街において小売業等を営む者は、商店会が商店街振興に関する事業を実施するときは、応分の負担等を行い、当該事業に協力するよう努めるものとする。

(区民等の理解)

第7条 区民及び区の中小企業に関連する者は、中小企業の振興が区民生活の安定的な発展に寄与することを理解し、その健全な発展に協力するよう努めるものとする。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、区長が定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成16年10月26日条例第42号)

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

台東区民憲章

あしたへ

江戸の昔、「花の雲 鐘は上野か 浅草か」と詠まれたわたくしたちのまち台東区には、磨き抜かれた匠の技や気さくで人情あふれる暮らしが、今もあちらこちらに息づいています。

わたくしたちは、先人が築いてきた文化や環境を大切にしてい、伸びゆく住みよいまちを目指し、この憲章を定めます。

たからものを うけつぎ ところゆたかな まちにします

おもてなしの えがおで にぎやかな まちにします

おもいやり ささえあい あたたかな まちにします

みどりを いくくしみ さわやかな まちにします

いきがいを はぐくんで すこやかな まちにします

(平成十八年十二月十四日 告示 第六百八十八号)

花の心 たいとう宣言

台東区は古くから

花に親しむ心が受け継がれ

今なお 人々の暮らしの中で息づいています

花は 人の心を豊かにし

安らぎとゆとり 希望と勇気を

もたらします

全ての区民が 花を慈しむ心と

おもてなしの心を育み

心豊かで うるおいのあるまちを目指すことを願い

ここに 花の心 たいとう宣言をします

(平成二十八年四月一日 告示 第二百二十号)

